

随意契約理由書

発注案件名	船堀ワークプラザ（第5トヨダビル）清掃業務委託	要求部署名	総務部
発注（契約）内容	船堀ワークプラザ（第5トヨダビル6階）における清掃業務。		
発注（契約）案件の要求理由	船堀ワークプラザ（第5トヨダビル）の美化衛生維持を図る上で必要なため。		
契約金額	¥1,049,760	契約年月日	平成28年4月1日
契約業者名及び住所	尚永ビルサービス株式会社（東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番22号）		
随意契約の理由	第5トヨダビルの清掃業務委託契約は、尚永ビルサービス株式会社に賃貸借契約上指定されており、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥1,049,760	
	参考見積書による。		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他特記事項			